

を迫られている。

アウグスティヌスの原罪理解は、彼個人の情欲を巡る強烈な体験と「自由意志論争」の中から形成されたものではあるが、それはまた彼のギリシア教父の聖書解釈の受容に裏打ちされたものでもあった。そこで今年度は、まず特別報告で宮本久雄氏より本テーマについて広やかな視野を開いていた後、シンポジウムでは、アウグスティヌスにおけるオリゲネスの聖書解釈の受容とその変奏（出村みや子）、アウグスティヌスが見る墮罪後の人間の自己疎外と神からの疎外（佐藤真基子）、ペラギウスおよびペラギウス派の聖書解釈と「自由意志論争」の史的脈絡（山田望氏）の提題へと進む。聖書解釈を、それがなされた現場に差し戻して考察しつつ、情欲・女性・遺伝・模倣・疎外・自由意志・恩恵・洗礼（とくに幼児洗礼）を鍵概念としながら、ラテン中世へと伝えられる原罪理解がいかに醸成されていったのか、その軌跡を描こうとする。

2017-18年度シンポジウム企画委員：

出村みや子、佐藤真基子、佐藤直子（文責）

---

## 《シンポジウム》

### 2017年度シンポジウム司会報告

「中世における原罪論の諸相——教父の聖書解釈を中心に」

司会 矢内 義 顕

「中世における原罪論の諸相——教父の聖書解釈を中心に」と題する本シンポジウムで取り上げることになった原罪（*peccatum originale*）とは、最初の人アダムが犯した最初の違反（始原罪）の結果として、彼の子孫が生殖行為をとおして受け継ぐことになった罪（*peccatum hereditarium*）のことである。伝統的に原罪論の典拠となった聖書の箇所としては、創世

記の最初の数章、ヨブ記 14 章 4 節、詩編 50〔51〕編 7 節、エゼキエル書 18 章 4、30 節、シラ書 25 章 24 節、ローマの信徒への手紙 5 章 12、19 節、エフェソの信徒への手紙 2 章 3 節、テモテへの第一の手紙 2 章 14 節などを挙げることができる。この原罪論が、西欧ラテン世界のキリスト教において、原罪と恩恵・自由意志、罪と悪、死、弁神論、受肉論、救済論、マリア論、洗礼（幼児洗礼）をはじめとする秘跡論等にとって基礎をなしていることは言うまでもない。

今回のシンポジウムでは、出村みや子（東北学院大学）、佐藤真基子（富山大学）、山田望（南山大学）によって、この原罪論成立に最も重要な貢献をしたアウグスティヌスを中心とした、内容豊かで興味深い三つの提題がなされた。

出村みや子「アウグスティヌスの原罪論におけるオリゲネスの聖書解釈の影響」は、オリゲネスの聖書注解が、アウグスティヌスの神学形成に影響を与えたことを明らかにする最近の研究を踏まえ、原罪論にとって最も重要な典拠であるローマの信徒への手紙 5 章 12 節、さらに同書 6 章 6 節と 8 章 3 節、詩編 51 編 5 節、ヨブ記 14 章 4-5 節に関する解釈を、主としてオリゲネスの『ローマの信徒への手紙注解』とアウグスティヌスの『罪の報いと赦し』によって比較し、今日のジェンダー論の視点も取り入れて、両者の原罪論の特徴を鮮明にする。

佐藤真基子「アウグスティヌスにおける楽園神話解釈に基づく人間観の形成——『嘘』の概念に注目して」は、アウグスティヌスの原罪論自体を論じるのではなく、彼にとって「嘘」が、初期の著作から『神の国』に至るまで重要な意味をもつ概念であり、それが、マニ教との論争の中で執筆された『マニ教徒に対する「創世記」注解』における楽園神話の解釈と、さらにペラギウス論争において執筆された諸著作において原罪と結びつけられ、深化されていることを明らかにし、そこから照らし出されるアウグスティヌスの人間観のある側面を提示する。

山田望「ペラギウス派による原罪論批判の本質と課題」は、アウグスティヌスの原罪論の確立にとって最も重要なペラギウス派との論争を取り上げる。今日の研究は、異端ペラギウスおよびペラギウス派という理解に大きな変更を迫るものである。本提題では、アウグスティヌスがペラギウス派のエクラムヌス司教ユリアヌスに対して執筆した未完の大著『ユリアヌス論駁』をとおして、原罪の現われとしての性欲の問題に関する両者の理解を明らかにした上で、ペラギウス派の立場、そして原罪論という教理の

確立の経緯から、五つの課題を提示する。

人間が生まれついてもつ罪という考えは、おそらく、キリスト教共同体がユダヤ教と袂を分かち、後者における生後八日目の割礼に代わるものとして幼児洗礼を執行していく中で、それを根拠づけるために、登場してきたものであろう。しかし、それを「原罪」という語で最も明確に、詳細に論じ、原罪論の確立に貢献したのがアウグスティヌスである。彼の原罪論に基づいて、418年のカルタゴ教会会議、529年のオランジュ教会会議の教理決定がなされ、中世の原罪論もこれを受け継ぐ。そのさい、原罪と性欲とが密接に結びつけられたアウグスティヌスの教説が、中世の人間観とりわけ女性観、セクシュアリティ、ジェンダーを決定的に方向づけたことは否めない。さらに、11世紀以降の原罪論が、単にアウグスティヌスの伝統を守っただけではなく、新たな原罪論を展開したことも事実である。これを取り扱うのが、今年度（2018年）のシンポジウムである。

この二回のシンポジウムは原罪を歴史的に取り扱うものである。今日の聖書学の成果は、原罪論に関する聖書の典拠そのものが、もはやこれを根拠づけるものではないことを明確にし、20世紀の神学者、宗教哲学者の中には、新たな原罪理解を提示する者、原罪という語を使用せず、原罪という思想を拒否する者も少なくない。にもかかわらず、この世界における根源悪の諸現象がなくなるわけではない。特別報告としてなされた宮本久雄「木の実の誘惑と根源悪——「創世記」と『告白』の物語りに拠る」は、この問題を取り上げ、シンポジウムの質疑応答においても問いとして提出された。それは、シンポジウムの提題者とシンポジウムの参加者すべてに課せられた根本的な問いであろう。

---